

令和3年度 第2回市川市多様性社会推進協議会 会議録

開催日時 令和3年7月8日(木) 10時00分～12時00分

開催場所 第1庁舎 5階 研修室

出席者 A委員、B委員(会長)、C委員、D委員、E委員

事務局 市川市総務部(植草部長、福田次長)  
市川市多様性社会推進課 (佐々木課長、稲垣主幹、別府主事、中村主事)

傍聴人 なし

議 事

- (1)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について
- (2)その他

配布資料

- ・令和3年度 第2回 市川市多様性社会推進協議会次第
- ・市川市多様性社会推進協議会委員名簿
- ・令和3年度 第2回市川市多様性社会推進協議会 席次表

協議事項

- ・1-1② 制度の目的(趣旨)(追加案)
- ・3-2② 制度の対象者(ファミリーシップ制度)
- ・4-1 居住地
- ・4-2 その他の要件
- ・5-1 手続書類
- ・5-2 通称使用
- ・5-3 手続
- ・5-4 証明書等の発行形式
- ・5-5 手数料

資料編

- ・資料13～19 先行導入自治体条例、要綱等

発 言 者	内 容
委員B (会長)	<p>令和3年度 第2回「市川市多様性社会推進協議会」を開会いたします。</p> <p>本日は、5名中5名の委員が出席されており、市川市多様性社会推進協議会要綱第6条第2項の規定により、委員の半数以上が出席しておりますので、本会議は成立いたしました。また、会議の公開につきましては「市川市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき行います。</p> <p>当協議会の会議は、協議する内容の性質上、前回同様に非公開とし、会議録につきましては発言者個人のお名前を「委員A」「委員B」と記載した形で公開することによってよろしいでしょうか。</p>
委員一同	(異議なし)
委員B (会長)	<p>それでは、議事に移ります。議題(1)「市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について」ですが、第1回の協議会において、次回に改めて協議することとなっていた事項が何点かありました。</p> <p>1点目は、「制度の目的(趣旨)」について、前回の皆さんからのご意見を踏まえて、事務局で文案を用意してもらい、改めて協議することとなっております。</p> <p>2点目は、「パートナーシップ制度の定義」について、時間の関係で皆さんからのご意見をお聞きする前に終わってしまったように記憶しております。また、前回、ファミリーシップ制度についても事務局で資料を用意して、次回、皆さんと議論をすることとなっていたと思います。</p> <p>そこで、まず事務局より、「制度の目的(趣旨)」の説明からお願いします。</p>
事務局	(議題(1)市川市パートナーシップ制度の導入に向けた協議事項について 協議項目1 制度の目的 1② 制度の目的(趣旨) について、資料1-1②「制度の目的(趣旨)」により説明。)
委員B (会長)	<p>今ご提案がありました案につきまして、案1と案2は、「人権が尊重され…」の直前の規定内容が違うという形で、併せて、パートナーシップ制度にファミリーシップ制度を含めた場合の案の、3つの案についてご説明いただきました。これについて、ご意見は如何でしょうか。</p>
委員D	<p>「誰もが自分らしく生きることができる社会」という文言が入ったことは素晴らしいです。一人ひとりが、自分はこの風に生きたい、こういう生活がしたいということが実現できる社会という点を制度の目的に表したい思いがあります。私が子供の頃は、男らしく、女らしく、という縛りが今よりもきつい社会であった中で、私自身はそういう生き方とか、結婚してお嫁さんになって、という生き方が魅力的なものではなかったということで、学校生活でストレスを感じていたことがあります。お嫁さんになりたいという女の子も、僕は妻と子供を養っていくのだという生き方もいいですが、私はそうじゃないという思いがすごくあったので、自分らしく生きていきたいという人を応援したいという趣旨を持たせるのは、すごく良いと思います。</p> <p>一方で、案2については、すべての人が多様な性を認め合えるかということ、現実はどうじゃないところもあるという気がします。また、以前私はアメリカやヨーロッパ等のやり方は優れており、日本も同じように多様な性を認め合えるようにすべきであると考えることが多かったのですが、コロナ禍においてアジア系人種への差別が取り上げられ</p>

	<p>ているのを見ると、「人権を尊重していく社会を日本でも実現していきたい」、「欧米のやり方を押し付けられるのが嫌だ」という考えにも配慮していくことは必要ではないかと思えます。私は大学のときに、人権のことを学びながら「迷惑をかけない範囲なら自由を追求してよい」ということの意味を実感していきました。ですので、市民の中には男は男らしく、女は女らしく生きるべきだと個人の中で思う人が、そうした生き方をしていくことは、その人の自由なので良いと。ただ、それが他の人にとって嫌な気持ちになってしまうこともあるし、他の人の多様な性というものを認められない人もいるかもしれないことは、念頭に置きたいと考えております。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございました。案1では「性自認及び性的指向にかかわらず」ということが明言されていて、案2ではそれを含めて、となっているかと思うのですが、その表現の違いというものがどうなのか、ということも含めたご意見だったかと思えます。</p>
委員D	<p>多様な性を認め合うということ、市民全員に理念として押し付けるのは難しいかなと思っています。三重県の条例のように、「みなさん理解に努めていきましょう」というニュアンスであれば良いかなと感じるのですが、いや自分は多様性を認め合いたくないという人も中にはいるというのが、残念ながら現実であると思えます。そういう意見も念頭には置きつつ、誰もが自分らしく生きられるということ、人権が尊重されるというところを強調した方がよいと思うので、私としては、案1の方にファミリーシップも含める形が良いかと思えます。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございました。どちらかという案1で、そして3つ目の案のところパートナーシップ・ファミリーシップ制度の場合というものがあるのですが、それも案1を「パートナーシップ・ファミリーシップ制度」という風にすれば案1でいけるのではないかというご意見でした。他にいかがでしょうか。</p>
委員C	<p>賛成です。</p>
委員E	<p>私もパツと見たときに、性自認だとか性的指向が入っていた方が自分の事として捉えられると思ったりもするのですが、狭くなってしまうのかなということも考えたりしました。</p>
委員A	<p>委員Eがおっしゃっていることを、私もすごく感じました。性自認、性的指向という文言だけが、例えば LGBTQ で「Q」とか「+」とか「S」とか、もっとある色々なあり方を含めてどうなのかな、ということですよ。</p>
委員E	<p>そうですね。どういう方が多いかわからないのですが、ただ同性のパートナーがいる人が割合的に多いのか、もっと大変な感じの方が多いのかわからないのですが、私のような感じだったら狭い感じで見ただけで自分事だと今受け止めました。</p> <p>しかし私の友達に、女性同士で子どもを育てている方もいるのですが、そういう人から見たら、ちょっと入らないのかなと思ったりもするので、「全ての人」と入れた方がいいのか、決めきれない感じで考えていました。</p>
委員A	<p>私も同じような感覚を持っていました。なので、折衷案ではないのですが、私がポンと頭に浮かんだのが、「様々な SOGIE のあり方にかかわらず人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するために」ということで、このような表現にすれば、先ほど委員Dもおっしゃっていたように多くの人に強制ではなく、また、求める</p>

	<p>ようなニュアンスでもないですし、委員Eもおっしゃっていた「性自認、性的指向」以外の性表現であったりとか、いろいろな性のあり方があったりするのでそれも拾っていくことができるかなと思っております。ですので、私はその表現が良いと思っております。</p>
委員B (会長)	<p>今の委員Aのご意見ですと、様々な SOGI のあり方とおっしゃったのですかね、SOGI だったら性自認及び性的指向。</p>
委員A	<p>SOGIE です。</p>
委員B (会長)	<p>そうですね、性表現を含めた SOGIE です。ただ、どちらかという性自認、性的指向イコール SOGI という風に考えれば、ノンバイナリーであるとか、アセクシャルであるとか、そういう人たちも全部入るので、もちろん異性愛者も入るし、シスジェンダーも入るし、という風にすると、比較的包括的な表現ではあるという風に思うのですが、印象としては委員Eがおっしゃったように、「性自認、性的指向」というものが尖った印象を受けると、いわゆるセクシャルマイノリティの人たちという風に限定というか、そこが目立つというか、そういう印象を与えるというご懸念でしょうか。</p>
委員A	<p>もしくは、シンプルに「様々な性のあり方にかかわらず」ですかね。</p>
委員D	<p>それが良いのではないかと私も思います。私も以前は、セクシャルオリエンテーション、ジェンダーアイデンティティ、SOGI という略称は、まだちゃんと頭には入っていませんでしたというところがあるので、できれば日本語でわかりやすい方が多くの人にとって受け入れやすいかなと思います。</p>
委員B (会長)	<p>「性自認及び性的指向のあり様にかかわらず」というような感じなのでしょうか。「全ての人が多様な性を」とか、「多様な性」という言い方だけだと、問題が少し見えにくいかなと思います。差別がはっきりあるので、その差別を解消していくというアクションを含めたものなのだという課題の提示を目的にするとすれば、やはり性自認や性的指向という言葉は入っている方が、目的が明確になると私は思います。ただその表現が、「かかわらず」が良いのか、もう少し言葉を補って、それこそ多様性をもっと包括的に含んだ表現にする方が良いのか。</p>
委員D	<p>本筋から外れてしまうかもしれませんが、私は子どもの頃、アメリカのドラマを見ていて、例えば将来、彼氏を作ってプロムパーティーに出なければならぬとか、カップルにならないといけないとか、それはすごいプレッシャーだなと思っていました。</p> <p>けれど、大人になって、日本は意外と「お1人様」でも生きやすい社会だなあと考えていて、そこから考えると、たぶんアメリカやヨーロッパにおける LGBTQ の方の要望の一つには、「パートナーがいて、パートナーと行動を共にする」といった文化の部分が強めであることに、日本は1人でも気軽に生きていける、というところが違いかなと思います。私は1人でも生きやすい社会が望ましいと考えていますが、そうかと言って、パートナーがいて、カップルで生活していること、子供がいること、親の介護をしていること、といった、色々な生活スタイルがある中で、個々に困っていることは多くあることも現実なので、それぞれについて解決していける社会でなければならないと思います。</p> <p>1人で生きていく人も、パートナーや家族と共に生きていく人も、それぞれに異なる生活の中で、頑張っている。その中で少しでも生き辛さがあれば、それを解消していけたらいいですし、社会全体としては、全ての人々が、それぞれ仲良くなっていったらいいというのが多様性の社会なのかなと思います。エスニック料理は好きじゃないか</p>

	<p>ら日本食しか食べないという人がいてもいいし、逆にエスニック料理も食べたいし和食も食べたいしという人がいてもいい。どちらの立場の人もダメと言われるのではなく、「あなたの生き方はそれでいいと思う。でも私の場合は、こうやって生きていく。」というのが実現できたら良いと思っています。</p>
委員B (会長)	<p>委員Cは、他市や他県の様々な条例等をご存知だと思いますので、この辺についてのお考えはいかがでしょうか。</p>
委員C	<p>今までみなさんがお話しされていた方向性に特に異議はありませんが、それを一つの文書にまとめなければならないということが難しいですね。みなさんの色々な思いをうまく受け止める文書にできればいいなと思います。一方で、性自認とか性的指向という言葉は正に、今、会長が言われた通りなのですが、やはり明記してあった方がいいのではないかと、それがないと少しぼんやりしてしまうのではないかと、という問題意識があります。どのように書くかということは、みなさんの知恵を出し合えばいいと思います。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございました。今日追加された資料の三重県のパートナーシップ宣誓制度の実施要綱では、「性的指向、性自認」が先に来るのではなく、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例の趣旨に基づき」となっています。まずは、性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県というのがあり、だから「性的指向及び性自認にかかわらず」、という流れになっていますので、文書の順番を入れ替えるといえますか、「全ての人の人権が尊重され、性的指向及び性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きていくことのできる社会を実現するため、」とする方がいいのかなという認識です。</p>
委員D	<p>その意見に賛成です。人権問題も色々あるのですが、例えば、私は独り身で子どもがいないのですが、子育てがしたくても単身者が里親になるというのは、まだ社会問題として認知される順番ではないし、政治問題にできないというのは感じています。</p> <p>しかし、性的マイノリティの方たちの人権問題は、今までなかなか可視化されてこなかったものの、今だったら取り組める問題として、解決に向かってやっていきたいと思います。</p>
委員B (会長)	<p>これまでのご意見まとめると、どちらかというと案1で、「性的指向、性自認」という言葉は入れる。しかし、それが突出しないように少し表現を工夫するということと、最初に委員Dから出されましたけど、ファミリーシップも一緒にして、案1を基本にして良いのではというご意見だったかと思います。</p> <p>次に、ファミリーシップ制度のことについて事務局からご説明をいただくことになっていますので、この辺りで次の議題に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>(異議なし)</p>
委員B (会長)	<p>それでは、パートナーシップ制度の定義について、ファミリーシップ制度も含めたご説明を事務局からお願いいたします。</p>
事務局	<p>(協議項目3 制度のあり方 3パートナーシップの定義の要点 について、資料3-3「パートナーシップの定義」により説明)</p> <p>(協議項目3 制度のあり方 2②制度の対象者(ファミリーシップ制度)について、</p>

	資料3-2②「制度の対象者(ファミリーシップ制度)」により説明)
委員B (会長)	<p>ありがとうございました。前はどちらかというファミリーシップも含めたほうが良いのではないかと、というご意見が大半だったかと思ひます。また、前は少し意見が割れましたが、手続のしやすさという点でいうと「色々書類を用意しなければいけないのか」、「カミングアウトしなければいけないのか」ということがないように、千葉市のような、必ずしも同性パートナーには限らないものが良いのではないかと、というお話も出ていたかと思ひます。その延長で、もしファミリーシップにしていくとなれば、パートナーシップ制度をファミリーシップの前提とした上で、同居する子どもがいる場合や介護する人がいる場合等、幅広い範囲で考え、進めていくことになっていくと思ひます。</p>
委員D	<p>足立区の「性を同じくする2人」というような、同性パートナーしか使えない形にはしたくないというのが私の意見です。ファミリーシップのところでは、未成年の子の養育というところは明記した方がいいと思ひます。また、子どものいないパートナーの親を明記した方がいいのか、しなくても大丈夫なのか、というところはまだはっきりと答えが出ていないところです。将来的にパートナーシップの証明書を病院等で見せれば、「私はこの方のお子さんのパートナーなので、手続関係とか説明とか、私が承ります」というのが認められていくようになるのであれば、親のことは特に書かなくていいのではないかとこの気もします。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。ファミリーというのを、未成年の子の養育というところにした方がいいのではないかと、ただし、あまり広げない方がいいのではないかと、というご意見でした。パートナーのどちらかの戸籍上の親であれば問題はなく、そうではない場合まで想定するかどうか、というところですね。</p>
委員D	<p>この後に出てくる養子縁組している人たちで、パートナーシップの届出ができるかどうかということも、ちょっと影響してしまうかなと思ひています。日本における養子縁組は、元々は家の存続のために、実子でなくても養子にして後継ぎとするというのが今も残っていて、それが同性間のカップルの間で、法律的に家族になるために使われてきたという歴史もあるかと思うのですが、そうした意味の養子縁組を含めるか含めないかということも先に議論した方がいいという気がします。</p>
委員B (会長)	<p>養子縁組の方が今は広く認められていると思ひます。特別養子縁組とか里親とか、そちらの方が社会的には進んでいるかと思ひますので、そこにむしろ婚姻関係にない人たちを被せていくと、養子縁組制度を利用しにくいという問題点は解消できるかも知れません。これはこれとして、ご意見をいただいたということにいたします。</p> <p>ここも今日必ず結論を、ということではないと思ひますが、前回の比較的パートナーというところは緩やかな方がいいのではないかと、一方委員Aからは、条例の方が本気度が伝わるというご意見があったところです。手続上はやはり利用しやすくするという委員Eからのご意見もあったかと思ひます。</p>
委員E	<p>同性ではなくてもいいとおっしゃっていたのは賛成です。異性でも使えたら良いと思ひます。</p>
委員B (会長)	<p>明石市は、同性パートナーではなくて、「互いを人生のパートナーまたは家族として尊重し、協力し合う継続的な2人の関係をいう」となっているため、これは必ずしも同性とは限らないし、非常に広くとらえている。どちらかという、足立区より明石市の方</p>

	が良いということですね。
委員A	私も明石市の方で良いと思います。もともとこの制度のあり方として、思いに寄り添った使いやすい制度にしていきたいという考えもあったかと思います。前回、確か事実婚も想定して進めるべきではないかという意見も出ていたかと思いますので、明石市をベースに進めていけたら良いと思っております。
委員C	私も同じ意見です。
委員B (会長)	それでは先ほど委員Dからも、次の協議項目と関わるのではないかということでしたので、先に進めて、また戻る必要があれば戻るということでよろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
委員B(会長)	次の協議項目について、事務局からご説明をお願いいたします。
事務局	(協議項目4、申請要件 1居住地(住所) について、資料4-1「居住地(住所)」により説明。)
委員B(会長)	まず、居住地についてのご説明がありました。ご意見ございますか。
委員A	私はパターン3で進めていけたらと思っております。できる限り男女の婚姻に近い制度の方が望ましいのかなと個人的に思っているのですが、であれば夫婦は同居する、2人が同じ家に住んでいることが前提になると思います。ただ、LGBT の人たちの問題や困りごとを考えたときに、例えば、周りの目が気になって一緒に住めないといった点も配慮すべきかと思います。そのことに鑑みると、パターン3がいいかなと思います。住宅に関する調査をしている企業によると、家を持っているオーナーさんで、LGBT の支援をしたいといった人が 50%を切っており、40%くらいという調査結果もあります。ですので、こうした点も考慮して進めていけたらと思っております。
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。委員Aからはパターン3で、片方が市川市に住んでいるという風にすればよろしいのでは、ということでした。</p> <p>民法上の法律婚の場合も、片方が単身赴任で一緒に住んでいない夫婦なんて、いっぱいいます。多分このパートナーシップでも、最初は一緒に住んでいても、片方が仕事の都合でどこかに転居してしまうということも考えられますので、委員Aのおっしゃったように、法律婚をしている異性カップルとなるべく同様にと考えると、やはりパターン3が現実的には良いのかなと思いました。</p> <p>他にご意見いかがでしょう。</p>
委員C	同意です。
委員D	私の身近な友人でも、夫とは仲が良いけれど別居したいんだという話も結構聞いたりします。今の日本においては、必ずしも同居していることだけがその人たちの生活実態だとか、気持ちに沿ったものではないということもあるので、適度に距離を置くことで、一番良い関係を築けるということもあるかと思います。私も父とは仲が悪いのですが、別居しているので何とかうまくやれています。
委員E	私も同じ意見です。
委員B (会長)	<p>では委員の皆さんパターン3が良いということですので、その方向でよろしくお願います。</p> <p>それでは、次の協議項目のご説明をお願いします。</p>

事務局	(協議項目 4申請要件 2その他の要件 について、資料4-2「その他の要件」により説明。)
委員B(会長)	説明いただきましたことに、ご意見ございますか。
委員C	基本的には、養子縁組の場合は可能とした方が良いと思っています。資料12-1の新宿区の条例案の第3条第2項(4)がこれに該当する部分であると思います。「届出をしようとする双方が、民法第734条から第736条の規定により、婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養親子間のうち同性間でパートナーシップ関係を築く場合は除く。」ということで、同性パートナー間で養子縁組が使われているということがありますので、それをこのパートナーシップ制度を利用するが故に解消しなくてはいけないということは非常に酷だと思います。こういった書きぶりは参考になると思います。
委員B(会長)	近親者でないことも、そこでクリアできると思います。現在、養子縁組しか法律でお互いの保障のようなものはないので、やむなく養子縁組をしているパートナーの人たちが使えるようにするという点では、新宿区の条例案が参考になるのではないかという、委員Cからのご意見でした。
委員A・D・E	同意します。
委員B(会長)	それでは、パートナーの2人が養子縁組をしている場合でも利用可とする方向で考えていくということによろしいですね。 それでは、次に移らせていただきます。事務局よりお願いします。
事務局	(協議項目 5証明書等の交付に関すること 1手続書類 について、資料5-1「手続書類」により説明。)
委員B(会長)	これにつきましてはいかがでしょうか。何かご意見ありますか。
委員A	私は、この内容で良いと思います。むしろ外国の方の独身を証明する書類は他に何かあるか、気になって色々調べたのですが、ないようですので、これが限度と思いました。
委員D	独身証明書は、実はお見合いをしようと思って結婚相談所等に登録しようすると、提出を求められることがあります。
委員B(会長)	それは何ですか。戸籍ですか住民票ですか。
委員D	戸籍そのものではなく、「この人は結婚していません」という証明書で、申請すれば出していただけなので、これを出すという方法もあります。
委員B(会長)	なるほど。そういうものがあるんですね。
委員D	ですので、私も今回、手続書類に関してはこれで同意です。
委員C	私も同意です。
委員B(会長)	気になったことがあります。千葉市で実際あった話で、在留資格のない外国人とパートナー関係にあった方の例です。相手が外国人である異性カップルの場合、長い間、実質的な共同生活をしているパートナー関係であれば、その外国人の在留資格が途中からでも認められるのですね。ところが同性カップルの場合は認められていなかったの、裁判を起こして認めてもらえるようになったのです。ところが千葉市のパートナーシップを利用しようとした際、同性カップルということで、私たちの想像以上の、あ



	<p>る種の困難というか、大変さがあつたと聞きました。途中から在留資格が認められたという例は、最近は見られるので、在留資格についても柔軟な対応の必要があると思います。</p>
委員D	<p>市川市も住民の3%位は外国出身の方が占めているので、いずれ日本人と事実婚関係にある同性カップルの方とか、あとはルーツ的に外国だけれども日本で生活している外国人同士のカップルというケースも、もしかしたら出てくるかもしれないです。そこに関しては、市川市の外国人向けの政策として扱っていくことに、ゆくゆくはなるのかなという気がします。オーストラリアだと事実婚の同性パートナーも、一応法律婚に準じた形で在留資格を取れますが、書類を揃えて提出するのは大変だったというエピソードは聞いたことがあります。</p>
委員A	<p>私たちが想定しないようなケースもこれから起きるかもしれない。また、こういったことについては、企業等の一使用者からしたら、事例を調べることもできないと思いますので、適宜相談可というようなことは行政側から広く周知していただきたいと思います。性の在り方は皆さんそれぞれ異なりますので、相談窓口にどんな相談ができるかというのは、具体的に記載していただきたいと思います。そうしたら、もしかして相談してもダメかなと思って、諦めている方々が、改めて相談に来てくれて、良い結果につながるということもあると思いますので、正に寄り添うためには、どんな些細なことでも相談できるということも、特に書類関係のことで困っている方は相談してください、と一文入れていただけたら嬉しいなと思います</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。では、次に移ってよろしいでしょうか。 事務局からよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(協議項目 5証明書等の交付に関すること 2 通称使用 について、資料5-2「通称使用」により説明。)</p>
委員B (会長)	<p>通称の使用に関しまして、ご意見はございますか。 通称使用を可とするということよろしいでしょうか。</p>
委員一同	<p>同意</p>
委員B(会長)	<p>それでは次に手続の説明をよろしくお願いします。</p>
事務局	<p>(協議項目 5証明書等の交付に関すること 3手続 について、資料5-3「手続」により説明。)</p>
委員B(会長)	<p>色々と示していただきましたが、手続について何か意見はございますか。</p>
委員E	<p>友人に意見を聞いてみましたが、大事なことなので2人で行けばいいのではないかという意見が多数でした。ですので、2人で来所するということが良いと思いました。</p>
委員B (会長)	<p>ある種のイベント、記念日のような感じで行ったらいいのではないかと、ということで、千葉市や渋谷区のような、「2人で来所」ですね。 最終的には2人で行くので、はじめから2人で行けば良いということでしょうか。それとも、どこかで2人で行けば良いということでしょうか。</p>
委員E	<p>どこかで2人で行けば良いということです。</p>
委員B (会長)	<p>いずれにしても、この例は、どこかで2人で行きますので、この3つのパターンだとどれになりますか。「郵送可」とか、「1人で来所」もありますけれども。</p>

委員E	<p>窓口に行って 20 分程度待てば交付されるというところが多かったように思ったのですが、そんなスピード感であれば、最初に申込を1人するのはなぜかというのがちょっと分からなかったのですが。</p>
委員B (会長)	<p>先程の例だと、片方が市内に住んでいるが、相手はその市に住んでいないという場合も認めるとしていましたので、もしかすると2人の都合を合わせて手続を開始するとすれば、時間がかかってしまうので、まずは1人でも手続をしてもらい、発行の際には2人で時間を合わせて受け取りに行くということを可能とするのが、2番目(「1 人で来所」)と3番目(「郵送可」)かと思います。異性間で結婚している人たちに、なるべく近い形にするという論理からすると、1人での来所も可能とするのがいいのではないかという気がします。いかかでしょうか。</p>
委員D	<p>どこかのタイミングで双方の意思を確認することは必要だと思っています。ちなみに私は市川市の公式 LINE を登録しているのですが、アプリから来所予約や必要書類のご案内をいただけるサービスがあったと記憶しています。手続に行く側からすると、待ち時間が 30 分から、せいぜい1時間くらいで、必要な書類も事前に教えてくれて、1回で済むのであれば、2人で行ってもいいという気がします。</p>
委員A	<p>基本として、1人で手続をできるというところで進めてほしいです。どこかで双方が一緒に来るというのも、私はついつい「これは2人で行く必要があるのかな」と思うところがあります。異性間においては、婚姻届なども全部1人で申請できてしまいますよね。1人で行って1人で婚姻届も離婚届も出すことができるのに、なぜ同性パートナーだけ一緒に行かなくてはいけないのか。もしこれが税控除に関係するだとか、そういったことにかかわってくるのであれば、絶対2人の確認が必要だと思うのです、このパートナーシップにおいてはそこまでの効力がない。虚偽申請の懸念もあるかもしれませんが、メリットはほとんどないと思います。企業としては、福利厚生を同性パートナーまで広げたときに、虚偽申請があるのではないかという懸念を持たれるのですよね。でも、そこを背負ってまで虚偽申請を行う人はなかなかいらっしゃらない。そう考えたときに、2人揃っていく必要があるのかなと私は思います。</p>
委員B (会長)	<p>法律婚の手続の場合とどう違うのか、私も婚姻届って、どうやって出したか忘れてしまったのですが、証人が必要だったと思います。そこはもう少し検討した方がいいのかも知れません。私はむしろ、「郵送可」というところに引っ掛かりを覚えます。大学の合格者が入学手続をするときは、原則窓口で、郵送では受付けていません。郵送を可としたのは、3. 11のときだけです。本人確認というより、やり取りが必要になるためです。書類が不足していたりすると、後から追加してもらおうなど、手間がかかるだけでなく、手続が間に合わなくなってしまう場合もあります。大学によっても違うかも知れないのですが、国立大学は基本的に対面でやっています。その場で用紙に書かせたり修正させたりする等の対応が可能となるからです。</p>
委員D	<p>普段、会社で郵送や電話で本人の意思確認をする必要がある場合、例えば、携帯の契約者をご主人となっているが、奥様が代わりに来店して証明しますといったケースは、たまにあります。ご家族の方は代理人になっていただけますが、必ず電話で契約者本人に意思確認をしているので、1人での手続でも良いのですが、できればもう1人の方にも、電話などで意思確認した方がベターかと思います。偽造の心配などする必</p>

	<p>要はないと分かってはいますが、勝手に婚姻届を出されるよりも、2人で行って婚姻届を出すという方が、個人的には良いと思います。</p>
委員B (会長)	<p>1人でも手続きができるのが良いというのは、皆さんの一致した意見で、どこかの段階で2人の来所が必要あるのかという疑問が委員Aからのご意見。委員Cも、異性同士の婚姻届のときに必要でないことを同性には求めるのはどうなのかというご意見です。</p>
委員C	<p>委員Aのおっしゃるとおりだと思います。明石市のファミリーシップの要綱を読むと、2人で来所しないと交付しません、とは書いてあるのですが、ただし、届出者双方の来庁が困難であると市長が認める場合には、この限りでないという例外があります。ですので、2人で来庁するならば、こういう例外条項は絶対に必要だと思います。2人で来ることを全く妨げる訳ではないですし、良いことだと思うのですが、「2人でなければ認めません」ということではないのではないかと思います。</p>
委員B (会長)	<p>明石市のように、どこかで2人で来ることは求めるけど、色々と事情があって1人しか来庁できないという場合は、それでも大丈夫です、というように、ただし書をつけておくということでもよろしいでしょうか。</p>
委員A	<p>はい。私も、もし2人での来所が必要となれば、そのような形で良いかと思います。あとは先程と重複してしまうのですが、やはりこの件についても相談ができますということは必ず書いておいていただきたいと思います。ちょっとしたことが障壁になって、制度を使わないという選択肢をできる限り消したいので、来所に関しても2人で無理な場合は、「ぜひ一度ご相談ください」というような文言を入れてくれると嬉しいです</p>
委員C	<p>そもそも、このことを条例にまで書くかという問題もあって、時代に合わせて変えていくべきことかと思います。また、新宿区の条例案を見ますと、規定に則って出すとだけ書いてあります。第4条ですが、「新宿区規則で定める様式によるパートナーシップ届出書又はファミリーシップ届出書に必要事項を記入し、規則で定める書類を添えて、区長に提出しなければならない。」とされており、提出書類も提出の方法も規則で定めることによって、条例改正等をしなくて済むということもありますので、どういう形式にするにしても、条例に書くのは、その程度で良いかと思います。</p>
委員B (会長)	<p>できるだけ使いやすくする、利用しやすくするというので、細かなところはただし書を付ける、あるいは、この限りではなくご相談下さいといったことを書くということで、ご意見いただきました。</p> <p>では、次に移らせていただいてよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>(協議項目 5証明書等の交付に関すること 4証明書等の発行形式 について、資料5-4「証明書等の発行形式」により説明。)</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございました。いくつかの証明書及びカードについてご説明いただきましたが、いかがでしょうか。</p>
委員E	<p>基本的には両方が良いかなと思いましたが、カードだけならカードの形態にもよると思いました。例えばプラスチック等であれば良いと思うかもしれませんが、果たして紙だったらどうなのか。市長の印が押されていたら、少しは厳かな気持ちになると思います。</p>

委員B (会長)	<p>千葉市や世田谷区と同様に、カードか紙のどちらかではなく、両方ということですね。これは、ファミリーシップになると、どうなるでしょうか。</p>
委員D	<p>すみません、一旦ファミリーシップのところは置いておいて、企業目線で言わせていただくと、私の会社での話になってしまうのですが、お客様に身分証明証の提示をお願いする際に、何を見るかという住所と名前です。法律婚をしている異性のカップルであれば、住所も名字も一緒というところを見ます。もし、お客様からパートナーシップ制度に登録していることを伝えられたときのことを考えても、身分証明書として見せてもらうならば、カード形式があると企業側としてもサービス提供を行うために便利かと思います。A4サイズの証明書持参でももちろん良いのですが、カード形式であれば、お客様としても携帯しやすいので、より実用的かと思います。</p>
委員B (会長)	<p>実際にはどういう場面で使うかという、免許証のような自分の身分証明ではなく、不動産屋とか医療関係の場面で、同居するパートナーやファミリーシップであることを証明しなければいけないときですね。ファミリーシップだと、もしかしたら学校もあるかもしれないですね。入学のときなど。そういうことで考えると、委員Eがおっしゃったように、市長印が押してあるのは家に置き、普段、証明をしなければいけないときにカードを使うという感じでしょうか。</p>
委員A	<p>そういうイメージですね。カードの意味というのは、異性婚や異性カップルの人たちと比較した際に LGBT 当事者の人たちに困り事があるときに使うものだと思っているので、正に住まい探しや医療現場で見せるというところが、確実に異性の人たちとは違う困り事の場面だと思うので、そのときに使えたらと思います。ですので、カードは必須と私は思います。また、無理かもしれないですが、更に欲を申し上げると、電子で何か発行してくれたらとても嬉しいです。携帯でパッと見せられるという状態ですね。例えば医療の現場で緊急搬送されたときに、カードがある、ないだけで、もしかしたらその場に一緒にいられるかどうかが決まってしまうのは怖いなと思います。カードもあるし、電子もあったら、どちらかは持っていると思うので、確実に対応できると思います。ちなみに、パートナーシップ宣誓しているカップルの人に話を聞いたら、やはりお守り代わりに持っていると言っていました。そういう立ち位置なので、お守りが2つだったらいいというのが私の個人的な意見です。</p>
委員C	<p>何点か意見があります。証明書の発行形式については、皆さんの意見が揃っているかと思いますが、通称使用というのを日常的にしている場合には、通称名での表示も許すとした方が良いのではないのではないかと思います。新宿区条例案の第10条は、「社会生活上、戸籍上の氏名とは異なる氏名を日常的に使用しており、受理証明書に表示される氏名について、通称の使用を希望する場合は、それによることができる」となっており、主にトランスジェンダーの人たちに必要な部分かと思います。</p> <p>また、第6条の「届出事項証明書の発行」も大事だと思っています。パートナーシップやファミリーシップの申請をした場合に、証明書や受理証明書が出ることはもちろんですが、その後年数が経ったときに、例えば日付が10年前の証明書を提示したところで、「今でもパートナーですか」と疑問視されることも考えられます。そこで、第6条のように「受理証明書の交付を受けた方(双方)から、そのパートナーシップ関係又はファミリーシップ関係について証明することの申請がなされたときは、規則で定める様式によ</p>

	<p>るパートナーシップ届出事項証明書又はパートナーシップ届出証明書を発行する」とすることで、現在も有効な情報であると証明できますので、このような手立てを具備しておくことも大切だと思います。</p> <p>最後に、新しい提案になりますが、民間企業のファミリーというところが、パートナーシップ証明書をブロックチェーンで発行しています。そこでは、かなり大企業がそれを証明書として扱います、というふうにされていて、すごく広がっています。パートナーシップ証明書がすべてのところから出る訳ではないので、こういった民間のサービスがある訳ですが、私が知る限りでは、このファミリーと宮崎県日南市が提携して、ファミリーの証明書を持っていれば、日南市ではパートナーシップと認めますという要綱になっています。日南市の要綱では、「本市と協定を締結している法人及び民間団体が交付した宣誓を承認する証明書等についても本市において使用することができる」という1文を入れています。電子証明を市で開発することは結構大変だと思いますので、ファミリーさん等と提携するということができるような文言をどこかに入れておけば、簡易な手続で提携できると思います。日南市の要綱をご覧になっていただけるとよろしいかと思えます。また、ファミリーのホームページもご覧いただくと、どんな企業が採用しているのかわかります。少なくとも1か月くらい前に見た段階では、行政では日南市だけでしたが、市川市がそちらに入るのも良いのではないかと思います。</p>
委員B(会長)	ありがとうございます。だいぶ具体的なご提案です。
委員E	より良いと思います。
委員B(会長)	それでは次に行かせていただきます。手数料について事務局からお願いします。
事務局	(協議項目 5証明書等の交付に関すること 5手数料 について、資料5-5「手数料」により説明。)
委員B(会長)	はい、ありがとうございます。手数料につきましてご意見いかがでしょうか。
委員E	手数料については、申請はもちろん無料がよろしいかと思いますが、渋谷区のようにカードを出す場合は有料でもいいかなと、少し思いました。住民票写し等も有料です。
委員B(会長)	婚姻の届出時、希望者に受理証明書を出す場合は、350円が必要となりますが、婚姻届を出すだけなら無料です。婚姻届を出すのと同じと考えれば無料で、それに伴う何か証明書を出すときは有料というように分けて考えるといいかも知れません。その方向で検討して頂くということで、よろしいでしょうか。
委員一同	(異議なし)
事務局	<p>ここでご報告をさせていただきます。市議会は、年に4回、2月、6月、9月、12月にございます。そのうち6月の定例会が先週終了いたしました。一般質問の中で、パートナーシップ制度、LGBTQの問題について、早くから市川市で先進的に問題意識を持って質問をされてこられた議員から、本協議会の検討状況を含め、今後の見通しについてご質問がございました。私からは、この協議会を立ち上げ、非常に活発な議論をしていただいていることを答弁させていただきました。また、前回の会議録もその議員にお渡ししましたが、非常に熱く議論されているという評価もいただきました。そ</p>

	<p>の上で、議員からは、パートナーシップ制度については、やはり条例が好ましいけれども、まずは制度をスタートさせることが何よりも大事だということで、「私見ではあるが、要綱が妥当である」とのご意見をいただいたところでございます。この分野におけるパイオニアの議員からご質問がありましたので、ご報告させていただきました。</p> <p>それと、1点、これまでの議論で確認をさせていただきたいのですが、議題の3-3の「パートナーシップの定義」では、「同居をし」とか「共同生活」という文言が多く用いられている一方、先程4-1の申請要件の議論では、住まいが別でも、当事者の1人が市内に住んでいればよい、その後も、住まいは別のままで良い、というようなお話もございました。定義と申請要件との整合性なのですが、パートナーシップの定義としては、やはり原則として同居、例外として別居でいいのか、それとも当初から1人さえ市内にお住まいであれば、そのまま別居をしてもパートナーシップなのか。また、申請要件としても、将来的にも1人が住んでいる、あるいは、今後1人が住む予定ということであれば申請できるのか、というあたりについて、もう一度まとめていただければと思います。</p>
委員B (会長)	<p>その点ですが、同居という形ではなく、例えば「パートナーとして」とか、「生活を共にし、人生を共にし」といった、同居ではない表現とするのが良いのかと思います。言葉は何がいいのか、すぐには浮かばないのですが。</p> <p>先ほどの議論ではそうだったように思います。</p>
委員C	<p>全く同じ意見です。私は、本当に新宿区の条例案が良いと思い、資料12-1を見ていたら、また良い文書だと思いました。第2条が定義ですが、(2)で「互いを人生のパートナーとし、日常生活において、経済面、生活面、または精神面で相互に協力し合うことを約した双方に関わる社会生活関係をいう」としています。ちなみに、対象者の要件が第3条ですが、第2項(2)が住所について、「届出をしようとする者の少なくとも一方が、区内に住所を有している」か、もしくは「届出をしようとする者の少なくとも一方が、区内への転入を予定していること」ということで、どちらかが住めばよいという考え方になっていますので、それがよろしいと思います。</p>
委員B(会長)	<p>そういうことでよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>承知しました。それでは新宿区の条例案を参考にさせていただき、整理させていただきます。また、先ほど冒頭で、目的について多くのご議論いただきましたので、その点を含め、もう一度それぞれの議題について、議論の到達点を整理し、次の会議までにまとめさせていただきたいと思います。また、もしこれまでの会議の中で、議論が足りなかった、あるいは、後でこういう点が足りなかったということがありましたら、事務局にメールを頂き、それをまた各委員に配信をさせていただいて、ご議論につなげていければと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。それでは続きまして議題の「その他」に移りたいと思います。「その他」について事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>第1回協議会において、委員Cより、「事務局より協議事項としてあげられたもの以外で、追加して協議をする事項の検討」についてご提案がありました。また、事前に委員Cより、資料13～資料16-3のご提供を頂いております。追加する協議事項について、ご意見をいただきますようお願いいたします。</p>

委員B (会長)	委員Cからご提案についてご説明いただきたいと思います。今日のところは あまり十分な議論ができないと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。
委員C	<p>もともと LGBT 等の方々の困難を解消する目的の中で特にパートナーシップを念頭に置いていたのだと思うのですが、それに限らず、条例や要綱など様々な形で提案していいということで理解をしたものですから、条例案の中に SOGI も含めて「差別の禁止」を入れるのが良いのではないかと思います。そのような内容が入っている三重県・豊島区・浦添市の条例等を、今回追加の資料として提出させていただきましたので、もし可能ならば、今後それも入れてご検討いただけないか、というのが1点。</p> <p>2点目として、特にトランスジェンダーの方々の困りごとに関して、併せて制度を改正できないかと思っている点が幾つかあるので、ご検討いただければと思います。簡単言うと一つは性別欄の問題です。すでに性別欄について調査されているとのことですが、原則として、すべて性別欄を廃止し、どうしても必要がある場合は何かということを検討いただくこと。その場合も、書き方を検討していただくことですね。次に、学校の制服を自由に選択できるようにするという。すでに千葉県内でもかなり実施されていることは理解しているのですが、学校ごとにバラバラだということもあるので、市としてしっかりとした方向性を示す通知とか、そういったことが重要だと思っています。</p> <p>3点目がトイレの問題です。今後例えば市が建物や公共性の高い建物を新築・改築する際には、LGBT、トランスジェンダーフレンドリーなトイレを用意する、あるいはそのために一定の助成を行うとか、何等かの形で整えていくことを政策に掲げてほしい。</p> <p>最後に、これはトランスジェンダーに限らずですが、市川市の様々な相談窓口において、先程、行政の窓口で「何でも相談できます」といった内容を明記してほしいというお話もあったのですが、性別に関連するようなどころ、あるいは LGBT の人達などに特に困り事が発生しそうなところ、例えば性暴力とかいじめとか差別とか、どんな相談でもウェルカムですよ、ということを示すことと、相談を受けたときに対応できるように、窓口職員の対応能力を高めておくといったことが必要かと思います。</p>
委員B (会長)	ありがとうございます。1点目の差別禁止ということを入れた方が良いのではないかと、というのは条例とする場合はできると思いますが、要綱で制度を進める場合は、要綱とは別に、差別を禁止するといったことを実質的に進めていくための仕組みが必要になるのかと伺ったのですが、その理解でよろしいでしょうか。
委員C	そうですね。差別禁止を要綱で定めるというのは違う気がします。ですので、提案としては差別禁止に関しては条例で、という提案になるかと思います。
委員B (会長)	分かりました。やはり差別禁止については条例が必要ということで、1点目のご提案でした。2点目につきましてはトランスジェンダーの方々が実際に困っているということについて、いくつかご提案いただきました。その点に関しまして私の方から言いますと、例えば船橋市は中学校がまだ男女別名簿です。学籍上の性別欄が(女子から男子へ)変えられないため、男子の制服で学校生活を送っているという生徒の例ですが、あらゆるところで名簿の問題が発生してしまう。名簿順に体育館に入場してくるので、男子と女子に分かれて入ってくるのですが、そのときに女子の列に1人だけ、男子の制服の子を並ばせられないという話になっていました。混合名簿にすれば解決できそうな問題ですが、まだ対応しきれていないのが実情のようです。

	<p>混合名簿の採用については、実は自治体によってバラバラでして、例えば市原市では同じ市内でも学校によって違うようです。こっちの学校ではスムーズなのに、こっちの学校ではスムーズではないといったところがあり、多様性を認めようとする、妨げになるものについては、洗い出していくことが必要だと思います。そして、差別の禁止の条例ができれば、それに引っ掛かるということで、色々なことがとても変えやすくなります。トイレの問題もそうです。トランスジェンダーの子どもたちは、学校生活そのものが苦痛になってしまうということがとても大きい問題ですね。</p>
委員C	<p>学校の問題を制服だけに矮小化してしまったのですけれども、そうではなくて、広く学校関係の問題について議論する時間を取る、という提案に変更します。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。今の委員Cからのご提案につきまして、今日はあまり時間が取れないですけれども、今後議論していきたいと思います。</p> <p>他にぜひ付け加えたいものはありますか。</p>
委員D	<p>パートナーシップの話は、要綱で定めるところまでは実現可能だと思います。差別禁止についても盛り込められたらいいのですが、今の日本の現状を見ると、まだ十分に理解を得られないという可能性もあるかと思っています。</p> <p>やはり、パートナーシップもしくは子どもを含めたファミリーシップだけは先に形作ることが現実的ではないでしょうか。</p> <p>性別欄の廃止に関しても、できればこの協議会で、時間がある限りは議論していけたらいいと思っています。学校の制服に関しては、制服の選択に関する話や、そもそも制服が必要なのかといった問題もあるのではないかという気がします。</p> <p>また、私が仲良くしている人に、各自治体でパートナーシップ制度が導入されている動きについて、どう思うかを聞いてみたところ、「私も今まで、そういった方たちのことを、ちょっと笑いのネタにしてしまったということがあって、とても失礼なことをしてきたのだと思う。これからどういう風に接していけば、不快なく、仲良くできるのかというところが分からなくて、戸惑っている」と話してくれました。こうした人達から見ても、分かりやすい道筋をつけていけたら良いなと思います。</p>
委員E	<p>差別禁止の意味することを、そこまで広げられたらすごいことだと思います。</p>
委員B (会長)	<p>無理なのではないかとか、できれば良いなとか、色々ご意見がありましたが、そのほか、ご意見はいかがでしょうか。</p>
委員A	<p>条例までいければ良いなと思っています。あと、私の方から2点、その他の事項として協議の時間はないかとは思いますが、市川市内には京葉ガスさん、京成電鉄さん、デイリーヤマザキなどといった大きな企業の本社がいくつもあるかと思っています。また、アマゾンさんなどの大きな拠点もあったかとも思います。そういった企業の方々に向けて定期的な教育機会を持つというのも、やはり行政の役割の一つかと思っていますので、システム化された教育の実施ということも、一つ検討していただきたいというのが1点です。</p> <p>もう1点が、市川市のホームページを見ていると、NPO の支援や助成もされているようですので、ぜひ LGBT の支援団体を積極的に助成していくなどの形をとって、LGBT 支援をしてくれる共同のパートナーを、行政がはじめ旗振りをして作っていかれると良いと思います。多分数年でできるかと思っていますので、是非、検討していただき</p>



	たいと思っています。
委員D	<p>それに関しては、男女共同参画センターでも LGBT 当事者の居場所づくりを確かやっていたら記憶しています。あと、江東区でも男女共同参画センターでDV相談や女性の悩み相談はやっていますし、千葉県でも男性を対象とした悩み相談を受ける窓口があったかと思います。</p> <p>最近江東区でも LGBT 当事者であったり、身近に LGBT がいて、どのように接しているのか分からない人向けの相談窓口ができたりしているので、そのような LGBT 当事者をなるべく不快にさせず、仲良くしていくための施策に取り組んでもらえたら良いなと思います。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。委員Aから NPO の助成という課題が出ましたけれども、LGBT 関係で、学校を対象に研修を行う団体組織がいくつかありまして、やはりその人たちの持っている教育力というのは大きいですね。私も実際、千葉大附属小学校に当事者を招いて授業をやっていましたが、当事者と出会うというのはすごく大きな経験です。想像だけで、そういう人がいるのだなと思っているのと、目の前で、しかも若いお兄さんやお姉さんが自分の子ども時代を話してくれて、こんなことが嫌だったとか、でもそれを乗り越えてきたこととか、仲間と出会って嬉しかったこととか、そういう話などを聞くことによって得るものは大きいと思います。ですから、市内にそういったものを作るとするのは、当事者たちの活躍の場を作るという意味でもあり、意義深いことだと思います。</p> <p>禁止条例については、作るという精神で、すぐにできることと長い目で捉えるべきことを考え、この協議会で意見を交わしながら、市川市のお役に立てることができれば良いのではないかと思います。</p>
委員D	<p>先日、職場で上司と、様々な事情を抱えた個々の社員(後輩だったり上司だったり)について、「困っていることは何か、どのように配慮してもらえたら仕事と家庭生活が両立しやすいのか」といったことを、本人から言ってもらえると、会社を運営する側としても、様々な角度から提案することができるのに、ということをお話していました。もっと広く社会全体で、こうしたことを話せる雰囲気を作っていくと、これから出てくる人権問題であるとか、困りごとというところに地に足を付けた現実的な解決策、改善策を出していけるのではないかと思います。</p>
事務局	<p>今、様々なご意見、ご提言をいただきましたが、その中でいくつか、教育委員会に確認しないと分からない部分もありますので、それにつきましては次回までに、例えば混合名簿の件、トイレの件など、充分調査をして資料を揃えさせて頂きたいと思います。また、今いただきましたご意見等は、最終的には是非この協議会からの提言という形で盛り込んでいただければと思っております。</p>
委員B (会長)	<p>ありがとうございます。教育委員会に情報を提供していただくということですが、是非そのときに、戸籍上の性と異なる性別で学校生活を送りたいという児童・生徒が今までどのくらいあったのか、それに対してどういう対応したのか、その点も分かるの良いと思います。併せて、よろしく願います。</p>
委員A	<p>1点だけ、ご配慮いただきたく、お伝えしておきたいのですが、いくつかの申請書類とか、他の自治体の例を見ていたら、名前を書く欄に「通称名を使用している人は戸籍</p>

	<p>の名前を書いてください」という記載が結構ありました。通称名でずっと生きてきて、戸籍の改氏とかで名前変えてないという人にとったら、そこで戸籍の名前を書くというのはすごく嫌だろうな、と感じました。ですので、例えば「名前もしくは通称名」という形で書いてもらい、通称名を使用している人は、例えば「2枚目の表紙等に戸籍の名前を書いてください」とか、せっかく気持ちいいものを申請するのですから、そういった方法で両方の名前を書けるような配慮をしていただけると嬉しいと思います。今日で書類に関する協議は最後だと思うので、伝えさせていただきました。</p>
<p>委員B (会長)</p>	<p>ありがとうございました。通称については、本当にトランスジェンダーの方は名前で自分の望まない性別が分ってしまうという方が結構いらして、やはり通称で社会的に認知されている方がたくさんいらっしゃいますので、その辺りは本当に配慮が必要かと思います。他の自治体の例なども参照していただき、より良いものになればと思います。</p> <p>それでは事務局にお返しいたします。</p>
<p>終了</p>	<p>(事務局より今後の協議会の日程等の事務連絡)</p>